

教育委員会議事録

令和2年12月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年12月定例会)

- 1 日 付 令和2年12月18日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 参事兼教育総務 中込 紀美子
課長
参事(学校施設 吉田 聡 就学支援課長 小林 丈記
担当)
専任参事兼教育 和田 修二 教育支援課教育 浅井 大輔
支援課長
学び支援課長 山田 敦司 教育総務課主幹 押方 みはる
兼文化財係長
- 5 書 記 教育総務課主任 工藤 麻由子 教育総務課主事 湊 大輝
主事
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第29号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 報告第30号 工事請負契約の締結に関する意見の申し出について
- 日程第3 報告第31号 教育財産(コンピュータ等機器)の取得の申し出について
- 日程第4 報告第32号 物品の取得に関する意見の申し出について
- 日程第5 議案第50号 教育財産(国指定史跡相模国分寺跡用地)の取得の申し出について
- 日程第6 議案第51号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第7 報告第33号 いじめ等に関する調査結果について
- 8 閉会時刻 午後4時56分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会12月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望者はありません。

今会の署名委員は、平井委員、濱田委員にそれぞれよろしく申し上げます。

○伊藤教育長 はじめに、教育長職務代理者に関してでございます。新教育委員会制度になってから、委員の皆様は1年ごとに務めていただいております。平井委員には令和2年2月1日から任期満了となる令和2年12月13日までお務めいただきました。次の教育長職務代理者は酒井委員ということで、令和2年12月16日から任期である令和3年12月12日まで教育長職務代理者をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、酒井委員、よろしくお願いたします。

なお、酒井委員の次は、濱田委員になりますので、よろしく申し上げます。教育長職務代理者は1年ごとに交代しておりますので、濱田委員の次は、海野委員にまた教育長職務代理者が回ってくるようになりますので、ご承知おきください。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**をいたします。

主な事業報告でございます。11月20日(金)は、教育委員会11月定例会がございました。その日に和座海綾教職員管理職組合委員長面会がありました。定例会は午前中にしていただきまして、午後は神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会に出席いたしました。この時期に和座海綾教職員管理職組合委員長が何をしに来るかということ、校長、教頭の退職者の次の職の希望を持ってくるのです。それを受け取って検討していくものです。

21日(土)は、海老名小学校運動会、土曜授業参観(有馬小学校、東柏ケ谷小学校、杉久保小学校)に行きました。海老名小学校は学年ごとの発表でしたが、保護者の方が大変喜んで様子うかがえました。有馬小学校は学年ごとの学習発表会をやっておりました。東柏ケ谷小学校は、地域の方々を集めて、えびなっ子スクールということで、さまざまなブースを教室に準備して、子どもたちが普段できないような体験をしておりました。杉久保小学校は全校でE B I N Aダンスを踊るという企画でした。

23日(月)は、文化財探究舎講演会ということで、県立博物館の講師の方と、文化財保護審議委員会の山本勉先生による講演会がございました。

山本先生は、日本では仏像のオーソリティーみたいな方で、その話がとても面白く、文化財係は人材を集めるのが上手だと思ったところでございます。

また、同日ですが、市立中学校で新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、その日、市立中学校校内消毒作業を行ったところでございます。

24日（火）は、社会教育委員会議がございました。教職員転任希望面接がありました。

25日（水）は、市立中学校臨時休業（～29日）、市立中学校校内消毒作業を行いました。次年度の事業について海老名青年会議所面談がありました。新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議がございました。週部会がありました。

26日（木）は、よりよい授業づくり学校訪問（杉本小学校）です。夜に生活困窮者学習支援「パドル」視察をいたしました。

27日（金）は、市長定例記者会見、市立中学校対象生徒教職員PCR検査が行われました。

29日（日）は、皆さんにもご出席いただいた総合教育会議です。その日に市立中学校校内消毒作業を実施いたしました。

30日（月）は、市立中学校第2、3学年学校再開、市立中学校第1学年学年閉鎖（～3日）という形になりました。この日から市議会第4回定例会本会議が始まりました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議がございました。一般質問部内打合せを行ったところでございます。

裏面に行きまして、12月1日（火）は、朝のあいさつ運動（海西中学校）に行きました。12月校長会議、新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議、教育委員会辞令交付式がありました。一般質問部内ヒアリングを行いました。

2日（水）は、一般質問市長ヒアリング、市立中学校対象生徒PCR検査がありました。週部会がありました。

3日（木）は、12月教頭会議でございます。中新田小学校就学時健康診断（こどもセンター）が行われまして、教育委員会が中心になって行う、全ての小学校の就学時健康診断が終了したところでございます。同じ日に、教育課題研究会ということで皆さんに集まっていたいただきました。

4日（金）は、市立中学校第1学年学校再開をしたところでございます。

7日（月）は、文教社会常任委員会がございました。

8日（火）は、スクールソーシャルワーカー面談をして、一般質問部内調整をしたと

ころでございます。

9日（水）は、週部会、臨時最高経営会議、図書館指定管理者打合せをしたところでございます。

10（木）、11日（金）は、2日間、市議会第4回定例会の一般質問がございました。このことについては、後で教育部長からその概要を説明させていただきます。不登校支援ボランティアクリスマス会に参加しました。

14日（月）は、有馬図書館・門沢橋コミュニティセンター改修工事視察をいたしました。

15日（火）は、平井教育委員辞令交付式がございました。教育課題研究会に集まっていたいただきました。

16日（水）は、市議会第4回定例会本会議（閉会）がありました。週部会がありました。

17日（木）は、臨時校長会議、小林次男先生叙勲伝達式がありました。私どもに届いたものを伝達式でお渡ししたところがございます。教職員人事検討委員会でございます。

18日（金）は、教育委員会12月定例会、午前中は来年度の研修をどうするか現職教育打合せをしたところがございます。

主な事業報告について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 26日の生活困窮者学習支援「パドル」視察ということですが、これはどのような事業なのか。

○伊藤教育長 これは保健福祉部が主体となっている事業で、生活困窮者に対して、学校外で学習支援を行うということで、国から補助金が出て、事業として行っています。その母体は学童保育事業者の「Anchor」という団体でございます。夕方から、学童の子たちが帰ると中学生を対象にした学習支援を行っています。「Anchor」を卒業した先輩たちや、その仲間たち、ちょうど高校生から大学生ぐらいの年齢の子どもたちが個別指導のような形で学習支援を行っているので、どのような状況か、見に行ったところがございます。学校でもこのように時間にゆとりを持った指導ができていればなとも思うのですよ。学校の中だとあまり発言しないような子どもたちもいるでしょう。その子たちも、お兄さん、お姉さんみたいな方に対しては、分からないことがあれば質問して、十分聞けたりしているのです。3年生は受験に向けて、2年生、1年生は今やっていることを勉強していたので、多様な学習の場と考えると、実はどこの中学校区にも、たまたま今は大谷中学校

が主なのですが、有馬中学校区にも、今泉中学校区にも、そういう子たちはいるだろうから、そういうものが各中学校区にできるようになると良いなと考えているところでございます。

○海野委員 24日に開催されました社会教育委員会議の内容を教えてくださいと思います。

○学び支援課長 内容として、大きく2点ございました。1点目は、1月23日に行われますえびなっ子いきいきシンポジウムの打合せをさせていただきました。2点目は、図書館事業の進捗という形で、今回は有馬図書館から、学校図書館支援事業についての報告をいただきました。

○伊藤教育長 社会教育団体の初めての会合で、えびなっ子いきいきシンポジウムの打合せを行ったのですが、具体的に社会教育委員会議が主体になって実施しますので、皆さんそれぞれ役割分担等を決めたり、スケジュールを確認したりしたところでございます。あとは、今言ったように有馬図書館の学校支援事業ということで、有馬図書館から報告がありました。

○海野委員 学校支援事業とは具体的にはどういうことを行ったのですか。

○学び支援課長 有馬図書館の指定管理事業として、各学校図書館にスタッフを派遣しまして、学校図書館の運営支援をしていくというものです。週2回、各学校へ支援員を派遣して、学校図書館の運営をサポートしていただいているという形です。今まで学校図書館にはそういう方が派遣されることはなかったのですが、週2回、支援員が派遣されることによって、学校図書館の利用者が増えたというようなことをご報告いただいております。

○伊藤教育長 小中学校でどんな活動をしているか、その具体例等を挙げていただいて、紹介していただいたところです。

○平井委員 2点お願いします。

1点目は、12月3日に行われた中新田小学校就学時健康診断（こどもセンター）ですが、学校を離れて行うのは初めてだったと思うのですが、実施してみていかがでしたか。

2点目は、本日、現職教育打合せを行ったとのことですが、今年度の現職教育の実施状況について、コロナ禍の中でどのような形で開催されてきたかお聞かせいただけたらと思います。

○就学支援課長 就学時健康診断ですが、学校以外で行ったのは上星小学校で、上今泉コミュニティセンターで行いました。同様に、中新田小学校も体育館が改修工事中というこ

とで、こどもセンターで行いました。今年度の就学時健康診断のポイントとして、授業時数の確保をしたいということと、教職員の働き方改革の一環ということで、教育委員会事務局が主体となって教職員の手を借りずに実施するという計画を立ててみました。その中で、やり方というところで工夫した点としましては、目の検査と耳の検査を家庭で実施してもらいました。簡易検査キットを用いて家庭で実施して、結果をこちらで確認をするという対応を行っています。なので、就学時健康診断の中で検査を行ったのはドクターの健診のみでございます。歯科と内科の健康診断という2種類だけだったので、待ち時間などは保護者に前もって通知することで、混乱もなく、こどもセンターでの受診になってもスムーズに進行することができました。1件だけ、中新田小学校に間違っていて行ってしまった方がいらっしまったのですが、それ以外は大きな混乱もなく実施できたと思っております。

○教育支援課長 2点目の現職教育についてでございます。今年度の研修につきましては、多くは中止をさせていただきました。大きいものとして、初任者の宿泊研修は行っておりません。ひびきあう教育研究発表大会も中止といたしました。その代わりに、代替研修等を書面またはオンラインで試行的に今年度は行いました。今日の午前中の話の中で、来年度の研修の方向性として、オンライン研修、また、オンライン担当者会を実施していくという確認をいたしました。

○平井委員 研修の場は持たなければいけないと思うので、いろいろな工夫をされているかと思うのですが、先生たち、特に初任の先生たちの研修は充実したものにしていっていただきたいと思います。

○伊藤教育長 今日の午前中の打ち合わせでは、オンライン等を活用して、良い機会だから研修を変えたらどうかということと、研修対象の先生をこどもセンターに呼ぶのではなく、指導主事が学校に行くようにしたらどうかという話をしました。要するに、自分で学校に出かけて行って研修をするなり、人と会って話し合いをするようなものにしたらということで視点を与えたのですが、ただ、オンラインの魅力というか、面白さとしては、この前の総合教育会議もそうだったのですが、オンラインで実施したら、今まで傍聴者は30名程度だったのが、アーカイブ視聴を含めて結果としては300名近い人が視聴したのです。

そう考えると、例えば今日言ったのは、人権研修会で講師を呼んで、その講師の人がそこに座っている人たちに講義するのも良いのですが、講師がもしオーケーだというならば、動画か何かに撮ってもらって、それをウェブで配信して、オンライン研修会とした

ら、そこにいる出席者だけではなくて、先生が全員見られるではないですか。今までだったら、その研修会に参加する人しか大学の先生の貴重な話は聞けなかったのですが、もしそれが可能なら、今度は逆に全員の先生が研修対象になって、担当者はもちろん、それ以外の人たちも時間があるときに見られるのです。これは新しい取組として、非常に良い面だと思いました。でも、絶対に人に集まってもらってやらなければいけないことももちろんありますので、使い分けを上手にやったほうが良いかなということで今検討しているところでございます。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは続いて「令和2年を振り返って」ということで記載しております。この間の経過ですが、今年の1月にはまだこんなことになるとは全然思わなかったし、中国で新しい病気がはやっているみたいだと思っていました。それが2月になって、クルーズ船の話になったらだんだん身近なことになってきて、まさか2月の末には政府が学校を休業するよう要請してくるとは思いませんでした。

私は、年末年始に実を言うとかかなりいろいろなことを考えて、今年1年はこうやって頑張ろうというように、自分の頭の中で整理するのですが、1月、私の中にあっただのは、子どもたちに聖火リレーとオリンピックを見せるのだということでした。それが一番だったのです。あとは新学習指導要領が今年4月から始まるということで、えびなっ子しあわせプランとして英語教育や学校ICT、授業づくりなど、いろいろ実施してきたので、4月から主体的・対話的で深い学びとカリキュラム・マネジメントを展開することで、海老名の教育の新しい年の幕開けだと思っていたのです。ほかにも、これは現在も進めているのですが、今泉小学校の建設のこともありました。そのときは、「海老名モデル」となるような校舎を造ろうと思ったりしていて、そんなことを考えていたのです。学校給食も検討を進めているから、その制度設計や、いじめ・不登校のこと、社会教育計画や市制施行50周年の文化財の事業など、さまざまなことがあるので、これからまた1年頑張っていこうと、本当にやる気満々だったのです。

しかしながら、このような状況になってしまい、教育委員会の仕事としては、子どもたちと教職員の健康と安全を守るために、臨時休業中の対応とか、学校再開に向けての取組とか、再開後の感染症対策を最優先に、本当に労力を費やした1年だなどと振り返っているところです。

ただ、そういう中でも、学校も工夫して子どもたちを守って学校行事に取り組んでいたことや、保護者や地域の方々にも理解をいただいたことにすごく感謝したいと思っています。

そして、こういう中でも、学校給食のことも、今泉小学校のことも、少し遅れてはいますが、間違いなく取り組んできたということが書いてあります。まだまだ先が見通せないどころか、昨日の東京は感染者が800人を超えて、神奈川も最多を更新しているような状況で、どうなるか分からないのですが、来年、こういう多くの人たちの今年の苦労が報われて、よりよい年になれば良いなと振り返っているということです。

これは私の感想ですからよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、令和2年第4回定例会（12月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）を教育部長からいたします。

○教育部長 それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。令和2年第4回定例会（12月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）ということで、15名から22項目の質問をいただきました。今回一般質問を行った議員が19名ですので、教育委員会の出番がなかったのはそのうち4名しかいなかったということで、常に答弁しているような状況でございました。その内容もやはり多岐にわたっておりまして、新型コロナウイルス感染症対策ですとか学校給食の今後、また、オンライン学習などのICT、また、情報モラル教育や、文化財の保護など、本当にさまざまな方面からご質問をいただいたところでございます。

それでは、順次ご説明いたします。

まず、1人目は宇田川希議員で、「学童保育クラブについて」でございます。学校の臨時休業初日の午前中から全ての市内学童保育クラブが開設され、このようなことから、市としても、可能な限り支援に努めました。先日行われた意見交換会において、「豊かな子どもたちの成長に寄与したい」、また「子どもやスタッフを守る」といった強い使命感からの意見が運営者からも寄せられたところです。学童保育事業者との意見交換や協議をしっかりと行いながらニーズを把握し、学童保育クラブの施設の確保や安定的な運営、また、安全な環境づくりに寄与してまいります。さらに今後は、学童保育クラブへの入所の申込みは今それぞれの学童保育クラブで直接行っているのですが、その申込み状況を市でしっかり把握して、入所相談窓口を設置するなどして、保護者が安心して学童保育クラブを利用

きるように努めていきたいという答弁内容でございます。

再質問として、「eスポーツの活用と連携について」という中で教育部の答弁がございました。市役所でeスポーツカンファレンスが議会の直前に行われまして、そのカンファレンスに参加して説明を聞いて、eスポーツ市場の全国的な広がりや経済効果に驚いた。eスポーツを「知る」よい機会となりました。しかしながら、現時点で学校教育活動の中にeスポーツを取り入れるには、いくつかの課題がある。それは「ゲームを脱却してスポーツとして認識されるか」「ゲーム依存等の健康被害の懸念はないか」「高性能のゲーム用パソコンを準備できるか」などの課題です。今後は、eスポーツが持つ教育的価値の確立とそのエビデンスについて、研究しますという答弁内容でございます。

続きまして、2人目は戸澤幸雄議員で、「学校の現状について」でございます。新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を作るためには、可能な限りリスク低減の努力をして、子どもたちの命と健康を守りたい。海老名市教育委員会としては、12月1日から、地域の感染レベルを「レベル2」に変更して、学校教育活動を実施している。その中で、学校は、感染経路を断ち、感染の拡大防止に努める。また、学校内での感染防止に努めることを強化したガイドラインに従って、児童生徒や教職員の健康チェックを行ったり、清掃・消毒作業を行ったりしています。子どもたちは、手洗いや消毒、マスク着用が習慣となっている。感染症を正しく理解し、正しく恐れて、海老名の子どもたちのために学校教育活動を継続していくという答弁内容でございます。

その他再質問として、資料に記載したとおりのご質問をいただきました。

続いて、3人目は久保田英賢議員でございます。2点のご質問がございました。

まず、1点目は、「不登校児童・生徒に対する支援について」でございます。9月議会も同様の質問をされて、その続編ということでの質問でした。不登校児童生徒数は、年々増加しており、喫緊の課題であり、これまでの不登校支援の方策では、解決ができないと考えている。現在行っている取組事例としては、中学校では、心の教室の相談員の増員等をしている。また、教室と別室をインターネットでつなぎ、児童が教室での授業を参観できるような取り組みを実践している学校もある。今後は、新たな支援体制について構築していかなければならない。その中で、心理（スクールカウンセラー）と福祉（スクールソーシャルワーカー）の専門性を生かしたチームによる支援や、不登校支援団体や民間のフリースペース等との連携もひとつの手段であると考えているという内容です。

2点目は、「学校給食の今後の計画について」でございます。まず市長から総括答弁を

していただきました。内容としましては、「今後の学校給食のあり方」については、教育委員会での決定を踏まえ、スピード感を持って取り組みます。

それを受けまして、教育委員会の答弁としては、令和2年3月に今後の学校給食の在り方について教育委員会で方針を決定した。これを受けて、11月、前回の定例教育委員会で中学校給食の再開に向け、改めて具体的な方針を決定した。その内容は「給食の実施方式」はセンター方式、「建設場所」は食の創造館東側敷地、「給食調理施設の運営方法」は公設民営、「実施スケジュール」は早期に中学校給食を再開する。このような決定を踏まえて取り組んでまいりますという答弁内容でございます。

その他再質問として、5点ございますが、一番下、給食費の見直しの考えについても質問をいただいたところです。今後、適正な給食費の水準について検討を進めるという答弁を行いました。

続きまして、4人目は相原志穂議員で、「(コロナ禍における)子どもの運動不足について」でございます。外出自粛等によって、体を動かす機会が減って、児童生徒の運動不足が心配されている。長期にわたり感染症対策と向き合わざるを得ない状況は、児童生徒の心の健康を脅かす環境である。運動は、基礎的な体力を向上させるだけでなく、ストレス解消、免疫力向上、友達とのコミュニケーションを楽しむことによる心の安定にもつながります。現在、学校では、『学校の新しい生活様式』ガイドラインに沿って感染症対策を工夫し、体育の授業や中学校運動部の活動を行っています。今後も、感染症対策と子どもたちの運動量の確保を両立しますという答弁内容でございます。

続いて、5人目は田中ひろこ議員で、「不登校の児童生徒への支援について」でございます。不登校児童生徒に対する学習支援については、一人ひとり保障しなければならない。その中で、タブレット端末やWEB学習ツールなどの活用は、効果的であると考えている。また、児童生徒が安心して学び過ごせる多様な場の設定が必要であって、不登校支援団体や民間のフリースペース等との連携を進めていきたいと考えているという答弁内容でございます。

6人目は佐々木弘議員で、2点のご質問がございました。

まず、1点目は、「コロナ禍における教育行政の対応及び今後のあり方について」でございます。2つ目の丸からで、教育委員会は、12月1日から地域の感染レベルを、「レベル2」に変更して、学校教育活動を実施しています。6月の学校再開、また、分散登校は、感染リスクを避けるとともに、少人数学級の効果を実感した。しかしながら、少人数

学級の推進には、教室数、教職員の確保等、さまざまな課題があります。また、学校の人的支援の充実については、今後も国や県の制度を効果的に活用して進めますという答弁内容でございます。

2点目は、「今後の学校給食のあり方について」でございまして、久保田議員と同様の答弁を行ったところでございますが、一番下の黒点をご覧ください。平成21年度以降、給食費は据え置かれており、この間、消費税率の引上げや、物価も上昇していることから、さらに魅力ある小学校給食の提供に向け「学校給食費の適正化」に向けた検討が必要であると認識していますという答弁内容でございます。

続いて、7人目はたち登志子議員で、こちらも2点でございました。

まず、1点目は、「海老名の有形文化財保護について」でございます。本市には相模国分寺跡をはじめ、多くの文化財があります。平成31年4月に海老名市文化財保護条例を改正して、文化財を将来へ継承する取組を行っています。指定文化財を保存修理する際の補助制度についても拡充して、財政面での支援も図っている。次世代への文化財の継承として、学校教育をはじめ、さまざまな学びの場を提供し、子どもたちが地域の文化財を身近に感じ、地域の宝として誇りに思うことができるよう積極的に努めてまいりますという答弁内容でございます。

2点目は、「情報モラル教育について」でございます。情報技術は、急激な進展を遂げて、子どもたちが情報を活用したり、発信したりする機会が増えている。その一方では、スマートフォンやSNSが急速に普及したことでトラブルも増加しています。情報を適切に選択して、活用する能力を高めることが必要になっている。しかしながら、情報モラルについては、学校だけではなくて、家庭と連携して、指導する必要がありますという答弁内容でございます。

続いて、8人目は松本正幸議員で、再質問だけでございます。内容としては、学校教職員全員に対し、PCR検査を実施する考えはないかという質問でした。これに対しては、現在、地域の感染レベルを「レベル2」として学校教育活動を行っている。「レベル2」においては、同居家族等の健康管理を行うこととしている。このことによって、「感染経路を断つ」対策を強化します。したがって、教職員全員に対し、PCR検査を実施する考えはありませんという答弁内容でございます。

続いて、9人目はつつ木みゆき議員で、こちらも2点ございました。

まず、1点目は、「小中学校でのLGBT教育について」でございます。中学校2年生

全生徒を対象に「みんなで学ぼう～性の多様性～」の講演会を全中学校で実施している。子どもたちが、性の多様性を理解し、自分らしく生きていこうとする心情を養うことを目的に実施。内容は、性の多様性についてのワークショップと講義を実施。生徒の感想では、当事者が周囲と違うことに対する不安やカミングアウトできない苦しさ、また、周りの人の理解が得られない環境に悩む辛さを理解できたことなどが、多く見られました。また、当事者が自信を持って、カミングアウトできない世の中を疑問視する声、また、子どもたち自らが、誰もが自分らしく暮らせる社会をつくっていこうという声も多くありました。このようなことから、今後もLGBT教育を継続いたしますという答弁内容でございます。

2点目は、「介護を担う子どもたちヤングケアラーについて」でございます。ヤングケアラーは、「家族にケアを要する人がいる場合に、家事や家族の世話等を行っている、18歳未満の子ども」と定義されています。教育現場において、欠席や遅刻を余儀なくされて、学習権を保障できない状況になることは、由々しき問題です。現在、小中学校合わせて、6ケースの事案について把握しています。それぞれの事案において、スクールソーシャルワーカーが関わって、各関係機関と連携した支援に努めている。しかしながら、それぞれの要因が複雑であるため、その課題解決は、容易ではない。今後も実態を的確に把握し、個々に応じた適切な支援に努めますという答弁内容でございます。

10人目は市川洋一議員で、「文化財保護条例改正以降の保存管理の適正化について」でございます。本市には、多くの文化財、歴史遺産があります。文化財については必要な保護を行うと同時に、また、適切な管理を行い、活用することで、市の魅力の1つになる。昨年4月に文化財保護条例改正を行い、指定制度だけでなく、登録制度を新たに創設、このようなことを通じて将来への継承に取り組んでいます。最近では、先月20日に上郷の嶋崎家住宅の主屋と離れについて、国の文化審議会から登録有形文化財に登録するよう答申がされました。市文化財保護条例改正後は、市の文化財指定や登録にはまだ至っていませんが、未指定の文化財について必要な調査を行っています。昭和52年に発行した、「海老名郷土かるた」にうたわれる場所も、時間の経過とともに失われたものもある。郷土の歴史を伝える文化財について、指定や登録に取り組んでまいりますという内容です。

続いて、11人目は永井浩介議員で、2点でございます。

まず、1点目が、「部活動の課題をどう捉えているのか」でございます。部活動検討委員会の報告では、平日の部活動の指導に負担を感じている教員が59%、休日については

66%いることが明らかになった。また、1人で顧問をすることには58%、専門外の指導をすることには60%の教員が負担を感じている。海老名市部活動方針においては、活動時間や週当たりの日数を制限するようになったものの、平日の活動に加えて、土日2日間についても、現状1.5日は活動できる状況である。部活動には、大きな教育効果があることは、間違いないが、教員の負担軽減の観点から、引き続き検討が必要である。このような中、スポーツ庁及び文部科学省から、働き方改革を踏まえた部活動改革方針が示された。これは、令和5年度を目途に、休日の部活動を段階的に地域に移行するという内容であって、今後の内容について、学校と協議を進めますという答弁内容でございます。

2点目は、先ほどお話にも出ました「子どもの学習・生活支援について」でございます。子どもの学習支援の報告会では、支援員である男子大学生3名が、1年半の活動をまとめて報告しました。その中では、進路説明会への引率や、家庭への支援も含めさまざまな支援が行われていた。教育委員会に対して「さらに大きな活動場所が欲しい」などの要望だけではなく、「ぜひ見に来てください」と言うほど、熱がこもっていました。目の前の子どもたちのためにできることを考えている大学生は、時給をもらっているアルバイトの枠を大きく超えていた。現場では、寄り添って支援を行っており、対象の子どもたちの学習意欲は非常に高い様子であった。子どもたちにとっては家庭、学校の次にある第3の居場所となっていました。困窮等が理由で思うように学習ができない生徒や、学校に足が向かない生徒に対しては、多様な場を設けて、丁寧な支援を行っていきたい。今後、教育委員会として、できる支援を行ってまいりたいという答弁内容でございます。

12人目は志野誠也議員で、「今後の学校運営について」でございます。その中で2点のご質問がありました。

まず、1点目は、「教員の勤務状況」でございます。教員の働き方改革を推進することは、喫緊の課題であって、システムによる出退勤管理を9月から始めました。この3か月間では、時間外勤務時間より超過している実態があったが、教職員の勤務時間が客観的に把握できるようになったことが、第一の成果です。時間外勤務時間については、月ごとの学校行事に影響を受けるほか、学校間差や個人間差などの課題が明らかになりました。今後は教員の超過勤務の実態について引き続き注視するとともに、教員が担うべき本来の職務に専念できるよう、人的配置を行うなどして、負担軽減に努めますという内容です。

2点目は、「学校と家庭をオンラインでつなぐ取り組みについて」でございます。10月中旬の小学校土曜授業の日に、試行校において、学校と家庭をオンラインでつないで、家

庭で「朝の会」を行い、その後登校するという内容である。学級担任はタブレット端末の画面上で、子どもの表情を見ながら出席を取って、時間割等の連絡事項を伝えていました。この試行で、ほとんどの家庭でオンラインでつながることができることが明らかになったので、今後、学校と家庭をオンラインでつなげる事態が生じた場合には、今回の試行を大いに参考にしたいという答弁内容でございます。

続いて、13人目は黒田ミホ議員で、「ナラ枯れの拡散防止対策について」でございます。教育部所管部分としては「秋葉山古墳群」や学校敷地内においても、ナラの木に「キクイムシ」による伝染病の被害が及んでいることを確認しました。秋葉山古墳群では、傾斜が急な法面にある樹木については、倒木などの被害が予測されることから、伐採を行います。同様に学校の敷地内の樹木についても、児童生徒の安全確保のため、伐採いたします。引き続き、安全確保、そして適切な維持管理に努めてまいりますという答弁内容でございます。

続いて、14人目は池亀幸男議員で、「コロナ禍における学校行事と30人学級について」でございます。大きく分けて2つの内容でございます。

まずは、「学校行事」についてということで、学校行事は、感染症対策に配慮しつつ、可能な限り実施する方針を、教育委員会と学校で協議した上で決めました。運動会や体育祭、修学旅行は、11月までに全ての小中学校で実施しました。教職員がさまざまな知恵を出し合うことにより、安全に実施できました。このような行事を経験した子どもたちは、次へのステップをしっかりと踏むことができたと感じていますという答弁内容でございます。

続いては「30人学級」についてということで、学校再開や分散登校により行い、少人数により、教育活動を進めることは、感染リスクを避けるとともに、その教育効果を実感しました。少人数学級推進には、教室数、教職員の確保等、さまざまな課題がありますという答弁内容でございます。

最後、15人目は吉田みな子議員で、再質問のうち、「市民の知る権利に応えるための取組について」という中で、図書館年報の発行時期は6月に戻すべきではないかという質問がありました。図書館年報については、図書館の情報の蓄積や将来の研究調査のために発行しており、今年度は9月に発行したが、近隣市町村との広域利用の状況や、前年度決算額を掲載していることなどがその理由である。今後も指定管理者と協議して、適切な時期（9月）に年報を発行いたしますという答弁内容でございます。

このような内容で一般質問を行ったところでございます。

○伊藤教育長 ご質問等ありましたらお願いします。

○濱田委員 16ページの永井議員の最後の丸のところで「休日の部活動を段階的に地域に移行する」という、この「地域に移行」というのはどういうイメージですか。

○教育支援課長 国が動き出している部活動改革のゴール地点がこの「地域に移行」でございます。今、学校で行われている部活動というものは教育的価値がとともあるのですが、反面、教職員の負担にもなっているということで、部活動の在り方を、教員が指導する活動ではなく、地域に移行させていくというものでございます。分かりやすく言うと、地域のスポーツクラブ等、例としては、野球やサッカーのクラブチームなどが地域にありますが、あのような形に段階的に移行していくというものでございます。しかしながら、課題は多くあると認識しております。

○伊藤教育長 課題は多いとはいえ、働き方改革の関連として令和5年には実施することになります。顧問が先生の場合、土日は先生たちが指導しないことにする方針のようです。

○濱田委員 地域の協力を得て、クラブ活動として続けていくのか、野球でいえば中学校体育連盟の軟式、硬式それぞれでクラブチームがあったりと、選択肢が中学生にはありますよね。ただ、聞くところによると、軟式野球チームは加入する人が少なくなっているということも聞いていますので、平日の放課後に活動ができなくなってしまうという心配もあります。今後、部活がなくなってしまう、参加しなくなってしまうことに対してどうしていくか。恐らく掛け持ちのような形で二重には登録できないと思うのです。だから、将来的な話だとは思いますが、そういうところは今後気をつけていったほうが良いのかなと思っております。

○酒井委員 永井議員の「子どもの学習・生活支援について」で、生活困窮者の学習支援の現場はできれば見に行かせていただきたいと思いますと思いました。やはり塾に行っている子と行っていない子で学習の進み具合も違うし、ご家庭によってはなかなか勉強する環境がないということがあるとも聞くので、どこの学校区にもそういう場所ができてくると、お金が苦しくても勉強はしたいという子の手助けになると思うのです。そんな場所がもっとできてくると良いなと思っております。

○濱田委員 大谷中学校区ということでしたが、場所としては国分寺台ですか。

○伊藤教育長 国分寺台にある横浜銀行の隣で現在実施しています。これは月曜日もやっ

ていますか。

○教育支援課長 はい。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、教育長報告はこの程度とさせていただきます。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第29号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第29号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

報告理由といたしましては、令和2年11月30日付及び令和2年12月1日付で人事異動を発令したため、報告するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料4ページをご覧ください。まず、令和2年11月30日付でございます。課長級で1名でございます。教育総務課施設担当課長(兼)施設係長事務取扱であった今井康生につきまして、事務取扱が解除されました。兼務以下が解除となりまして、新たに教育総務課施設担当課長ということで辞令を交付したところでございます。

続きまして、令和2年12月1日付で2名でございます。まず、1名は係長級で、瀬戸圭一でございます。旧所属がシティプロモーション課副主幹から係長発令されまして、新たに教育総務課施設係長となったところでございます。

続きまして、主事級が1名、前田悠斗でございます。旧所属が、介護保険課主事から、新たに就学支援課主事となり、健康給食係に配属されているところでございます。

報告は以上でございます。

○伊藤教育長 これについては報告でございますので、報告第29号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第29号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第30号、工事請負契約の締結に関する意見の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第30号、工事請負契約の締結に関する意見の申し出についてでございます。本案件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、7ページをご覧ください。7ページの2 教育長の臨時代理というところをご覧くださいと思います。本案件につきましては令和2年11月30日に開催いたしました令和2年第4回海老名市議会定例会に上程する予定であったため、11月24日付で市長から意見を求められました。その対応に急施を要することから、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

意見を求められた議会の議決を経るべき案件につきましては、(1)が工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築））でございます。(2)が同じく機械設備でございます。この2点につきましては、いずれも11月30日に可決されました。

資料をおめくりください。資料9ページが市長から教育委員会宛ての工事請負契約の締結に関し意見を求めることについての照会文書でございます。その文書に別添として添付されていたのが11ページ以降の議案でございます。まず、11ページが工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築））でございます。契約の目的は今申し上げましたとおりで、契約の方法は条件付一般競争入札による契約、契約金額は599,500,000円で、契約の相手方は神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号、エス・ケイ・ディ小町建設特定建設工事共同企業体、株式会社エス・ケイ・ディ、代表取締役、長谷川辰巳でございます。

資料をおめくりいただきまして、13ページが入札状況の参考資料でございます。資料中段やや上に設計金額、予定価格717,750,000円に対しまして、落札金額は599,500,000円ということで、落札率は82.4パーセントでございました。

13ページの下段から入札の状況をお示ししておりまして、このような入札の結果によって最も安価であった、エス・ケイ・ディ小町建設特定建設工事共同企業体が落札したところでございます。

15ページは工事の概要でございます。3番の契約期間をご覧ください。今回の契約期間は、本契約締結日、令和2年11月30日から令和4年2月10日までということで、令和2年度及び令和3年度継続事業となります。

計画概要はこちらに記載のとおりでございます。

工事概要についてもこちらに記載のとおりで、建築工事ですので、いわゆる基礎（杭）を打ったり、鉄骨躯体を立ち上げたり、金属サッシを入れたりというような内容の工事でございます。

資料をおめくりください。17ページは、同じく海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）でございます。17ページの契約金額をご覧ください。こちらにつきましては148,260,420円ございまして、契約の相手方が神奈川県平塚市御殿二丁目14番26号、株式会社根布工業、代表取締役、根布博之でございます。

19ページが入札状況についての参考資料でございます。こちらの設計金額、予定価格をご覧ください。185,790,000円に対し、落札金額は148,260,420円ございまして、落札率は79.8パーセントでございます。

なお、予定価格が150,000,000円を超える工事請負契約につきましては議会の議決案件となっております。したがって、今回の落札金額は150,000,000円を下回ったのですが、予定価格が150,000,000円を超えていたため、議会の議決を得るべき契約として議決をいただいたところでございます。

入札状況については19ページ下段に記載のとおりでございます。

21ページは工事の概要ございまして、3番の契約期間をご覧ください。こちらは、先ほどの建築と同様に本契約締結日から令和4年2月10日までの、令和2年度及び令和3年度継続事業となっております。

5番の工事概要といたしまして、この機械設備工事の中では、給排水設備、衛生設備、空調換気設備、消火設備ほかの工事を行うところでございます。

このような内容に対しまして、23ページ、海老名市教育委員会から海老名市長宛てに、工事請負契約の締結に関し異論はありませんという申し出を行い、それにあたり、令和2年11月25日付で教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、今泉小学校増築工事に関わる建築と機械設備の契約ということで、議会に上程するために、市長から意見照会があつて、教育委員会としては異論なしと

ということで意見の申し出をしたということでございます。皆さんからご質問等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 契約の締結自体には特別に問題はありますが、先日35人学級を文部科学省が進めるという報道がありました。35人学級になったときに、教室はこれで足りるのかどうか少し心配です。

○伊藤教育長 将来的には課題だと考えています。ただ、文部科学省は、次年度に小学校2年生、その次の年は3年生、それから4年生、5年生、6年生と、段階を踏んで進めていくということで、海老名市は、神奈川県的主导で小学校2年生まで既に少人数学級に取り組んでいますので、次年度についての心配はございません。だから、今泉小学校だけではなく、今後、先々を推計して、どれぐらい教室数が不足するかということは計算しなくてはいけないと思っています。現時点では、市全体としては13から15学級程度、小学校の教室は足りなくなるだろうと思っていまして、現状よりも増やさなければいけないかなと考えています。

ただ、難しいのは、これから海老名市の児童生徒がずっと増えるかということとそうではなくて、児童生徒数は少しずつ減少していきますので、増築だけではなく、特別教室を普通教室に変えたりすることもあると思っています。酒井委員の言うように、しっかり推計して対応していかなければいけないかなと心配しているところでございます。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これでようやく今泉小学校の校舎増築に着手できるようになりましたので、良い校舎を造ってまいりたいと思います。

ほかにご質問ないようですので、報告第30号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第30号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第31号、教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第31号、教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出についてで

ざいます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し申出を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由をご覧ください。20,000,000円以上の教育財産として、コンピュータ等機器を取得したいため、市長に対し申出を行ったものでございます。

内容につきましては27ページでございます。1の目的でございます。GIGAスクール構想に係る海老名市立小学校へのタブレット端末購入のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2号の規定に基づき、市長に対し、教育財産の取得の申し出を行ったものでございます。

27ページの下段に点線の囲みで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第28条を抜粋して記載させていただいております。まず、第28条第1項「教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。」ということなので、教育財産の管理の権限は教育委員会にございます。同条第2項をご覧ください。「地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。」という規定がございまして、これはどういったことかと申しますと、教育財産の取得というのは予算の執行でございまして、予算の執行権については教育委員会にはございません。地方公共団体の長である市長にその権限がございまして、教育委員会から教育財産の取得を行ってくださいという申し出を行う必要があるということがございます。その申し出を行ったというご報告が、今回の報告第31号となります。このように教育委員会が申し出を行って、市長が財産を取得します。

そうすると、次に、第28条第3項に「地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。」という規定がございまして、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第28条については、まず、第2項の規定により、教育委員会が市長に対して財産を買ってくださいという申し出を行って、次に、第3項の規定により、市長が教育財産を取得したときには、速やかに教育委員会に引き継ぎ、それを受けた教育委員会は第1項の規定により、教育財産を管理するというような流れとなっております。このようなことから、第28条第2項に基づき、教育財産の取得の申し出を行ったものでございます。

取得の申し出内容でございしますが、27ページの2をご覧ください。コンピュータ等機器(小学校分)ということで、端末本体が5,223台、ケース一体型キーボードが2,422台でござ

ざいます。

今回、取得に当たって予定価格が233,889,700円でございます。それに対し、実際の落札金額は219,654,569円でございますので、落札率は93.9パーセントでございます。

ここで時系列的に整理をさせていただきます。5の教育長の臨時代理をご覧ください。コンピュータ等機器の購入に当たっては、12月1日に開札して、12月3月に落札決定がありました。12月9日に仮契約をするため、本申し出について急施を要することから、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

続いて、資料29ページが教育財産取得申出書でございます。海老名市教育委員会から海老名市長宛てに「下記の物品を教育財産として取得したいので、申し出をいたします」ということで、申し出をする財産と取得費用について記載をしております。

なお、今回につきましては、小学校に配備するiPad5,223台とケース一体型キーボード2,422台を購入することによりまして、GIGAスクール構想、1人1台端末に向けて全ての契約締結が完了するという状況となりますので、その後は、いち早く学校に届けられるようにさまざまな調整を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 コンピュータ等機器（小学校分）、まだ入札が行われていないものに対して、このようなものを取得したいということで市長に意見の申し出を行いました。内容としては、小学校分のiPad等でございます。

ご質問等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、質問等もないようですので、報告第31号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第31号を承認いたします。

次に、日程第4、報告第32号、物品の取得に関する意見の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第32号、物品の取得に関する意見の申し出についてでござい

ます。本案件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由は、物品の取得に関する意見の申し出を行ったためでございます。

資料33ページをご覧ください。本案件につきましては、先ほどの報告第31号と関連がございます。報告第31号でご報告いたしました教育財産の取得の申し出を行い、市長が契約を締結するに当たって、その契約が議会での議決案件となることから、12月9日付で市長から意見を求められたところでございます。

なお、本案件は、12月16日の令和2年第4回海老名市議会定例会の本会議に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、教育長が臨時に代理し、申し出を行ったものでございます。

資料35ページが海老名市長から海老名市教育委員会宛ての物品の取得に関し意見を求めることについての文書でございまして、12月9日付で意見を求められました。それに対しまして、12月16日の議会に上程するために、教育長が臨時で意見の申し出を行ったものでございます。

37ページが議案でございます。12月16日に提出いたしました、物品の取得について（コンピュータ等機器（小学校分）購入）でございます。こちらの内容でございますけれども、先ほどご説明した内容ですので割愛させていただきますが、5番の契約の相手方をご覧ください。本契約の相手方につきましては、神奈川県相模原市中央区千代田七丁目12番2号、株式会社ミヤダイ、代表取締役、宮台賢一郎でございます。

資料をおめくりいただきまして、39ページが入札の状況でございます。39ページの下段にございますが、3者が応札しましたが、1者が辞退、2者が札を入れまして、結果といたしまして株式会社ミヤダイが最も安価であったため、落札したものでございます。

資料40ページでは端末等の仕様を記載させていただいています。

そのようなことから、資料41ページで、令和2年12月9日付で、物品の取得に関する意見を求めることについてということで、海老名市教育委員会から海老名市長宛てに「このことについて、物件の取得に関し、異論はありません」という回答を行ったところでございます。

なお、本案件につきましては、12月16日の令和2年第4回海老名市議会定例会最終日に議案として提出されまして、全員賛成による可決をいただいたところでございます。これ

によりまして、G I G Aスクール構想関連のコンピュータ等機器の契約は、全て締結が完了したところでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対してご質問等ありましたらお願いいたします。

○海野委員 質問ではないのですが、12月9日に落札できて、ひとまず契約手続きが完了しそうだということはとてもうれしく思います。皆様方の努力に本当に感謝いたします。来年度から、端末を使った教育の実践を開始していただければと思います。ありがとうございました。

○伊藤教育長 お褒めの言葉をいただきましたが、ここで議会の承認を経て本契約をした後、物品の納入というのはスケジュール的にはどういう見通しですか。

○教育支援課長 今回議決いただいた i P a dにつきましては、やはり世界的な供給不足もあるので、3月31日までに納品されないこともございます。契約上は8月31日までの納期となっておりますので、年度をまたぐことも考えられます。

○伊藤教育長 いつまでなら確実に入りますか。

○教育支援課長 契約期間が8月31日までですので、そこまでには学校に配れます。

○伊藤教育長 では、1学期に準備して、2学期からは確実に進められますね。

○教育支援課長 はい。

○濱田委員 非常に苦勞されて落札までこぎつけたということで、市議会でも注目されていた事業なのではないかと思うのですが、本会議の最終日に追加提案されて、中継を見ていなかったものですから、どのような質疑があったか、あるいは何もなく承認いただいたのか、教えてください。

○伊藤教育長 1名、吉田議員から質疑がありまして、教育部長が答弁いたしました。

○教育部長 質疑の内容は、まずは入札結果の状況でございます。今回議案として i P a dとケース一体型キーボードを出しましたが、それ以外にも入札を行っておりまして、有線キーボード等の入札状況等についてご質問をいただきました。また、納期が令和3年8月31日となっているのですが、8月末に納入されて、2学期からの使用を想定しているのかというような質疑をいただきました。こちらは、業者と調整しながら、可能な限り早く納入していただいて、いち早く児童生徒に届けたい旨の答弁を行いました。

○伊藤教育長 課題の指摘はなかったもので、確認ということでございました。委員会付託

にならなかったものですから。

結果として、全員賛成で可決をいただいております。

○濱田委員 これからも問題のないよう進めてください。前回の総合教育会議でもお話しさせていただいたかと思うのですが、納品がゴールではなくて、これからが本当のG I G Aスクール構想のスタートなので、大変僭越ではございますが、教育支援課長を筆頭にもう少し頑張ってください、早期の普及と児童生徒への適切な対応をお願いします。それから、再三申し上げるのですが、外部に対するセキュリティーも重要だと思いますので、それについても十分ご注意願って、貴重な財産ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○伊藤教育長 ほかはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第32号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、報告第32号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第5、議案第50号、教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 それでは、資料43ページをご覧ください。議案第50号、教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出についてでございます。本案件につきまして、議決を求めたいものでございます。

提案理由といたしましては、20,000,000円以上の教育財産として、国指定史跡相模国分寺跡用地を取得するため、市長に対し申出を行いたいためでございます。

資料45ページをご覧ください。まず、目的でございます。国指定史跡相模国分寺跡の遺構保存及び整備活用を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、市長に対し、教育財産の取得の申出を行いたいためでございます。

取得申し出内容は、土地の買取りとその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償でございます。

取得申し出地は、海老名市国分南一丁目1913番1と1915番3でございます。土地の現況はいずれも市街化区域、第1種住居地域でございます。1913番1は、地目が畑で、面積は317平米、1915番3は、地目が宅地で、面積は202.82平米でございます。

物件等補償は、こちらに記載のとおり、いずれも立竹木と工作物（ネットフェンス等）でございます。

取得希望日程は令和2年度中でございます。

令和2年度相模国分寺跡整備事業費当初予算額は132,699,000円でございます。

史跡相模国分寺跡の概要は、こちらに記載のとおりでございます。一番下の公有地化状況をご覧ください。現在、27,117.29平米を公有地化しております。公有地化率は78.66パーセントとなっております。

資料47ページが教育財産取得申出書でございます。「下記に表示した土地を教育財産として取得したいので、申し出をいたします」ということで、申し出をする財産につきましては国指定史跡相模国分寺跡用地、その用地の詳細はこちらに記載の表のとおりでございます。

取得費用は、当初予算額で132,699,000円でございます。

また、具体的な場所といたしましては、相模国分寺跡を東西に横断している市道7号線と、相模国分寺跡の東側を南北に走っている県道杉久保座間の丁字路の部分が今回の買上げ予定地でございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○酒井委員 今回、角地のすごく大切な土地を購入することができるということで、良かったなと思います。相模国分寺跡の真ん中を通っている道路は歩道が少し狭いので、史跡に影響がない形で、できれば早めに人が歩きやすいような通路を造ってもらえると市民の方々も歩きやすくして良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○文化財係長 史跡の買収につきましては、第一に、目的として史跡の保護ということで、国庫補助を得て買収しております。ただ、長い年月が経つうちに周りに道路等ができて、交通量が増えているという事情もございますので、安全に見学ができるような形

での遊歩道、見学路のようなものを整備の中で検討してまいりたいと思っております。

○伊藤教育長 改めて見ると、ここ数年、相模国分尼寺跡も含めて買収が進んでいます。民有地もまだ結構ありますよね。中には家が建っている土地もあります。全てを買収して、整備することができたら本当に良いのですが。

○酒井委員 今回の買収で市道7号線の南側はすべて市有地になるので良かったです。

○伊藤教育長 文化財係長、この史跡については、僧房跡や金堂跡、塔跡など、全て1度教育委員会で調査しているのですか。

○文化財係長 全てではございませんが、確認調査というところで少しずつ調査している部分はございます。全部を悉皆的に土を掘って調査したという状況ではないので、まだ分からない部分はたくさんございます。

○伊藤教育長 先日も調査していたと思いますが、それはどこですか。

○文化財係長 区画溝跡でございます。右下の部分がどのようになっているかの確認のため、調査いたしました。

○伊藤教育長 1度調査したとしても、それで全ての範囲が調査されたというわけではないということですね。

○文化財係長 はい。

○海野委員 文化財係長に、お聞きしたいのですが、相模国分寺跡をVRで再現するというお話を伺いました。今の取組の状況と、この間、千手観音立像を見に行きましたが、それをVRでも体験できるようなものをつくっていただいたらどうかと思うのです。

○文化財係長 まず、古代の相模国分寺跡VRで復元する事業の状況でございます。現在、建物のコンピューターグラフィック、絵を起こしているところでございます。先日、デモのVRを教育部長にご覧になっていただいたのですが、それは、復元された相模国分寺の中にタイムマシンで入って行って、中門をくぐって、金堂を見ながら塔の上まで浮いていくような内容でございます。詳細はまだ直すところはあるのですが、そういった形で動いて、360度見られるような形ができつつあります。

○海野委員 いつ頃でき上がるのでしょうか。

○文化財係長 来年2月にVRの体験会を行おうと考えておりますので、1回はそこで体験できるようなものをつくりたいと思います。しかし、非常に労力がかかる取組であることが分かりまして、ほかの、奈良時代の建物を見ながら復元を重ねていくというのも相当大変な作業なので、2月には一度体験できるような形にはなると思うのですが、学術的な検討を加え

て、もう少し改善していく必要があるかなと考えています。

○海野委員 楽しみです。

○文化財係長 千手観音立像については、県立歴史博物館へ見に行っていていただいて、本当にありがとうございました。千手観音立像は市の持ち物ではなくて、龍峰寺の持ち物でございます。年に2度御開帳されるということで、今回このような形で県立歴史博物館に出展されて、すごく多くの方から評価、感想が寄せられて、お寺としても本当に大事なものだということを改めて感じたという話をいただいています。VR等にして見られるようにするというのも1つの考え方であるとは思いますが、同時にお寺としては信仰の対象という部分もございますので、その辺のバランスを取りながら、お寺さんともお話をし、そういった対応ができるのかはまた考えていきたいと思えます。

○伊藤教育長 これで市長に申し出をして、いつぐらいに契約の予定ですか。

○文化財係長 地権者さんのご意向もありますので、年が明けてからのご契約になると思えます。

○伊藤教育長 では、1月に契約をし、取得ということですね。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 議案第50号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第50号を原案のとおり可決いたします。

.....
○伊藤教育長 次に、日程第6、議案第51号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第51号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正につきまして議決を求めるものでございます。

資料51ページをご覧ください。まず、この規則の改正理由でございます。現在使用しております市の学齢簿システムは、税務システム、また、医療・保険システム等とともに、市役所の「ホストコンピュータ」において、一元的に管理・運営がなされてきたもので

す。しかしながら、技術者の減少ですとかクラウド化の推進等に伴いまして、市として「ホストコンピュータ」を廃止して、それぞれの独立したシステムを導入することが進められています。そのため、学齢簿システムも年明けの1月から新システムを導入することから、新システムの標準パッケージ仕様の帳票を使用したいため、規則を改正して様式の変更を行いたいものでございます。

改正内容は2に記載されているのですが、新旧対照表で実際の様式を見ながらご説明をしたいと思いますので、61ページをご覧ください。

まず、61ページの第2条第6項「施行令第5条第1項第1号に規定する視覚障害者等をいう。」という記載ですが、既に学校教育法施行令第5条第1項第1号という規定はございませんので、こちらの「第1号」を削除したいものでございます。

続きまして、様式の変更でございます。62ページをご覧ください。まず、第1号様式につきましてご説明します。新旧対照表右側が旧で、左側が新です。全ての様式について新しく導入するシステムの標準的な仕様を使いますので、様式自体、抜本的な改正を行うのですが、その中のポイントといたしましては、第1号様式は、一番左に「区域外就学」という項目が新たに追加されたところでございます。

続きまして、63ページは、第2号様式の学校指定通知書でございます。こちらは、星印に囲まれた「★保護者説明会★」という記載がございましたが、新たな様式では削除されているものでございます。

第4号様式、指定学校変更申立書でございます。こちらは、旧では保護者印が必要だったのですが、これを廃止します。

続きまして、第5号様式は、旧の様式では、中段に「就学指定学校及び学年」といたしまして「海老名市立□□□□□学校□ 第□□学年」という欄がございましたが、新しい様式ではこちらの記載を削除するとともに、一番下の「就学条件」についてを新たに追加しております。また、指定学校変更通知書という様式のタイトルの下の文言についても変更がなされております。

続きまして、第7号様式は区域外就学願出書でございます。こちらについても主な内容は保護者印を廃止したところでございます。

第8号様式は、旧の様式の一番下に「理由」という項目がございますが、新様式だとこちらを廃止しております。また、一番下に「就学条件」という項目を追加しているところでございます。このような形の様式の改正を行いたいものでございます。

資料52ページにお戻りください。施行期日といたしまして、令和3年1月1日に施行したいものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日ご決定いただければ、令和3年1月1日に施行いたしまして、1月18日の政策会議、1月26日の最高経営会議、いわゆる庁議で報告をさせていただくものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 指定学校変更通知書に「上記の期間終了後は、必ず転校手続をとること」と書いてあるのですが、例えば兄弟で同じ学校に通えるように、指定学校を変更しているご家庭もあると思うのです。そういう場合は、就学期間の最後までその学校にいられるような期限が設定されているものなのですか。

○就学支援課長 指定校変更や区域外就学を認める要件の中に、酒井委員がおっしゃったように兄弟が指定校変更して在学しているという場合には、弟、妹も指定校変更して在学して、例えば小学生なら小学校6年間は就学できるという形で要綱を整備しておりますので、問題ありません。

○酒井委員 そうすると、保護者に届く通知書の就学期間には、期限として、卒業する年までが書いてあるということによろしいですか。

○就学支援課長 はい。ただ、就学条件の2の記載の趣旨としましては、今はA小学校に通っていますが、B小学校の指定校の学区に転居しましたという場合に、転居と同時にA学校を去る場合もあるのですが、1学期末まではA学校に通いたい、2学期からB学校に移るようにしたいというときに、1学期の間、その指定校変更の期間を認めて、その期間が終わったら転校の手続をしてくださいという状況を想定しております。

○酒井委員 分かりました。

○伊藤教育長 市全体としてのシステムの見直しということですので、これは変更せざるを得ないということでしょう。

○就学支援課長 M I S A L I Oというシステムの帳票そのものが変わるために、規則を一部改正したいものです。

○伊藤教育長 この帳票がそのシステムの帳票なのですか。

○就学支援課長 はい。

○伊藤教育長 教育委員会として様式案を作成して、システムをそれに合わせることはできないのですか。

○就学支援課長 標準パッケージとしてシステムに入っている帳票なので、それは難しいです。

○教育部長 こちらの考える形で変更するとなると、MISALIOというシステムに海老名市独自の改良作業を加えなくてはいけないことから、相当の費用、また時間を要することになると思われます。したがいまして、MISALIOというシステムで用意している標準仕様を使うことによって、規則の改正になりますけれども、経費の節減は図れるかと思ひます。

○伊藤教育長 分かりました。

そうすると、この帳票に変だなと思う部分があつても、これが標準なので、変えられないということですね。例えば、第5号様式、「□□付けで申立てのありました□□□への指定学校の変更について、下記のとおり通知いたします」と、空欄になっているところに、日付や学校名は自分たちで書くということでしょう。そうでないと、下の表には学校名などを入れる欄がないですから。旧の様式だと、「就学指定校及び学年」という欄がありますが、それが上の部分の文章の中に入るとのことですよね。様式だけみると分かりにくいなと思ったのですが、これが標準だということ。

○酒井委員 そうですね。宛名が書いていない様式もあるから、少し分かりにくいですね。

○伊藤教育長 システムからどこかに宛名が入るのだと思ひます。

○酒井委員 書いていないだけで、入るのですね。

○濱田委員 54ページに学齢簿の様式があると思うのですが、要するにこれが今回のシステムでつくられるということに理解してよろしいのですか。今までは手書きだったのですか。

○就学支援課長 今までは手書きではなくて、海老名市のホストコンピュータで管理されている学齢簿のシステムがございまして、それを使つておりました。

○伊藤教育長 でも、その海老名市のシステムはなくなるということ。

○就学支援課長 学齢簿は先行して変わりますが、給食の関係のシステムも、少し時期をずらして変わっていくことになります。給食もいずれ新システムになって、その移行期間はまだ旧のシステムを使うということ。

○濱田委員 学齢簿は学校に永年保存しておく書類ではないのですか。

○就学支援課長 学齢簿は教育委員会で保管しております。

○濱田委員 そうすると、今後、学齢簿はシステムで管理するのですか。それか、今まででもシステムで管理してきたのですか。

○就学支援課長 現在も、現役の児童・生徒についてはシステムで管理しております。

○伊藤教育長 システムに随時打ち込んでいるのですよね。でも、保存する場合は、そこから出力して紙で保存しているのですか。

○就学支援課長 今現在小中学校に通っている子どもたちは電子システムで管理しておりますが、卒業生の分は毎年紙に打ち出して、簿冊化して保存しています。そのほか、例えば小学校から特別支援学校に転出したりする場合には学齢簿の写しを求められるので、システムから学齢簿を打ち出して、写しを提出しております。

○伊藤教育長 ちなみに、今回のシステムを導入することで、職員の事務の負担軽減は図れますか。

○就学支援課長 今、システムの移行作業を係の職員複数名で対応しているのですが、移行が完了するまでは苦戦しています。ただ、慣れてくれば、データは取りやすくなりますし、帳票が、それこそ今は紙でやっているのがペーパーレスになったりもしますので、そういうメリットはございます。

○伊藤教育長 だから、そういうものを導入したら事務的に軽減されるとか、職員の事務負担の面でメリットがあるかどうか。慣れれば作業自体は楽になるのですか。

○就学支援課長 はい。

○酒井委員 保護者からの申告は、電子で申告できるようにはシステムはなっていませんか。

○就学支援課長 そこまではまだです。紙ベースでもらって、打ち込んで、掃き出しは電子からデータを取ります。

○伊藤教育長 ただ、印鑑は押さなくなります。事務作業が軽減されると良いですね。ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第51号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第51号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第7、報告第33号、いじめ等に関する調査結果についてを議題といたしますが、本案件は個人情報扱う案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決いたします。日程第7について会議を非公開にすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第33号を非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会12月定例会を閉会いたします。